

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和5年7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和5年度の市町村民税及び道府県民税の所得割（以下、「所得割」という。）が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
 - ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること（※）
 - ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
 - ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和6年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
 - ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）
- ※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

| 区分 | 対象生徒の区分 | 給付金額 | |
|----|--|----------|---------|
| | | 全日制・定時制 | 通信制 |
| 1 | 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 | 52,600円 | |
| 2 | 区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒 | 137,600円 | 52,100円 |
| 3 | 令和5年度所得割非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合（※1 ※2 ※3 ※4） a 兄・姉が高等学校等（全日制・定時制・通信制・専攻科）に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合 | 152,000円 | |

- ※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除きます。）
- ※2 年齢及び扶養者の状況は、令和5年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等であることで判断します。
- ※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（保護者等）に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。
- ※4 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校（一般課程）または各種学校の一部を指します。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

学校が定める期限

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。
下記の区分については、表面の【給付金額】をご参照ください。

| 区分 | | | 提出書類 |
|----|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | |
| | | | (1) 奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の1） ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。 |
| | × | × | (2) 生活保護受給証明書の原本 ※令和5年7月1日以降に発行されたもの ※扶助の種類（生業扶助）・世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの |
| × | | | (3) 保護者等全員の課税証明書等 ※下記の書類のいずれか（令和5年度のもの）をご提出ください。 ●市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の 原本 ●市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し ●市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し ※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。 |
| × | | | (4) 生徒本人の健康保険証の写し ※令和5年7月1日時点で有効なもの |
| × | × | | (5) 兄弟姉妹の健康保険証の写し ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●高等学校等（全日制・定時制・通信制・専攻科）に在学する兄・姉がいる場合 ●15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない兄弟姉妹がいる場合 ※15歳以上23歳未満の子とは、今年度は平成12年7月3日から平成20年4月1日までの間に生まれた子が該当します。（1年齢のとなえ方に関する法律）及び「年齢計算に関する法律」による） ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合や生徒の弟・妹が中学生以下の場合には提出不要です。 |
| × | × | | (6) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書 ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●高等学校等（全日制・定時制・通信制・専攻科）に在学する兄・姉が23歳以上の場合 ●15歳以上23歳未満で、高等学校（通信制）に在学する弟・妹がいる場合 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。 |
| × | | | (7) 住民票 ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ●令和5年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和5年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合 ●【区分3のみ】生徒本人・兄弟姉妹の健康保険証が国民健康保険で、世帯主氏名が保護者等と異なる場合 |

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）、給付金を受け取ることができません。

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布（配布方法は在学する学校にお問合せください）
 - ② 申請者が受給申請書等を学校に提出（書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします）
 - ③ 学校が受給申請書等を府に送付
 - ④ 府が受給資格の確認（書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします）（8月～11月予定）
 - ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定（12月以降予定）
 - ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付（学校が代理受領）（12月以降予定）
 - ⑦ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込（令和6年1月頃予定）
- ※ **生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。**
- ※ **給付金が振込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。**

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 F A X：06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話：06-6941-0351（代） F A X：06-6210-9409
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuu.html

携帯、スマートフォンから→

